◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六二号）（金融庁）

1　金融商品取引法第二七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引に、取引所金融商品市場に準ずるものとして金融庁長官が指定する外国金融商品市場における競売買の方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法による有価証券の取引を追加することとした。（第六条の二関係）

2　この政令は、平成三一年四月二九日から施行することとした。

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一六三号）（国土交通省）

1　バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域以外の海域において船舶に使用する燃料油中の硫黄分の濃度の基準を〇・五パーセント以下とすることとした。（第一一条の一〇関係）

2　船舶からのふん尿等の排出基準について、バルティック海海域に係る特例を定めることとするほか、所要の改正を行うこととした。（別表第二及び別表第三関係）

3　この政令は、平成三一年六月一日から施行することとした。ただし、1については、平成三二年一月一日から施行することとした。

◇**投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定**（条約第二号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇に関する最低基準を与える旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　いずれの締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等について定める。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について定める。（第七条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第八条関係）

9　各締約国は、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第九条関係）

10　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨定める。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、好意的な考慮を払う旨定める。（第一一条関係）

12　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第一三条関係）

14　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利及び請求権の代位等について定める。（第一四条関係）

15　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等について定める。（第一五条関係）

16　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第一七条関係）

18　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない旨定める。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について定める。（第二〇条関係）

21　締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について定める。（第二一条関係）

22　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものを第三国の投資家が所有し、又は支配しており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等について定める。（第二二条関係）

23　両締約国間の紛争の解決について定める。（第二三条関係）

24　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第二四条関係）

25　合同委員会を設置する旨定める。（第二六条関係）

26　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二九条関係）

27　第二条、第三条及び第六条により課される義務に適合しない両締約国の措置について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）